

埼玉県建築工事实務要覧 令和5年1月の改定内容

別紙

編	項目(略称)	改定内容	適用日※1
第3 仕様書編	埼玉県建築工事特別共通仕様書 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書	【1.1.13 建設副産物】 ・「資源有効利用促進法政省令の改正」に伴う改定 （計画書(実施書)作成対象となる建設発生土の基準量） ・「建設副産物の手引き」と整合	(2)
第4 施工編	埼玉県建築工事監督要綱 (別表第2 工事監督処理方法)	【監理技術者等】 ・「建設業法施行令の一部改正」に伴う改定 （監理技術者の配置を要する下請代金額の下限、技術者の専任を要する請負代金額の下限）	(1)
		【工事現場への標識の掲示】 ・「資源有効利用促進法政省令の改正」に伴う改定 （再生資源利用[促進]計画書の掲示）	(2)

※1適用日

- (1)建設業法施行令の一部改正に伴う改定
令和5年1月1日以降に適用とし、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用
- (2)資源有効利用促進法政省令の改正に伴う改定
令和5年1月1日以降に契約する工事から適用とし、同日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。